

秘書に係る労働者派遣契約書（案）

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙がその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、次のとおり、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は、派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（1）業務名 秘書に係る労働者派遣業務

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第4条第1項第5号に掲げる業務）

（2）業務内容 別紙仕様書のとおり

（3）契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（4）契約金額 秘書 1人1時間当たり 円

（5）契約保証金 A 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※契約保証金は当該契約金額に予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に1.2を乗じて得た金額（予定数量は52、488時間）の100分の10以上。

※保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 財務規則第172条の規定により免除

※同条第3、5、6、7号の規定に該当する場合

（総則）

第2条 甲および乙は、派遣および派遣受入れに当たり、労働者派遣法その他関係諸法令を遵守する。

（業務の実施方法）

第3条 乙は、仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（派遣労働者の通知）

第4条 乙は、甲に労働者派遣を行う都度、本契約および労働者派遣法の定めに基づき派遣労働者の氏名、従事する業務内容、就業場所、就業期間その他の必要な事項について、書面により事前に甲に通知するものとする。通知した内容に変更が生じたときも同様とする。

（派遣料金）

第5条 甲は、派遣の役務の対価として、乙に対して第1条（4）に定めた派遣料金を支払う。

2 派遣料金は、月額で支払うものとし、契約単価（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した金額）に当該月の派遣労働者ごとに集計した実働時間を乗じて得た額の合計額に、消費税および地方消費税を加算した額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

3 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約単価にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（1）1日の実働時間が8時間を超える場合 100分の125

（2）休日に勤務した場合 100分の135

（3）深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した場合は、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

（4）第1号の実働時間および第2号の実働時間（日曜日を除く。）の実働時間が1月について60時間を超える場合は、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、第2号中「100分

の135」とあるのは「100分の150」と、第3号中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

- 派遣料金には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険および社会保険料、諸経費を含むものとする。また、乙は、甲が受け入れる派遣労働者の保険加入状況を確認できるよう、当該派遣労働者の労働保険および社会保険への加入を証明するもの（被保険者証の写しなど）を示さなければならない。

（実績報告）

- 第6条 乙は、毎月の派遣業務が終了したときは、翌月10日までに実績報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

（派遣料金の支払）

- 第7条 乙は、前条に規定する検査に合格した後、派遣料金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により前項の支払期限までに料金を支払わない場合、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第8条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

（出張）

- 第9条 甲は、必要ときは、派遣労働者に対し、出張を命じることができる。
- 2 甲は、派遣労働者が出張に要した交通費等について、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）および同施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の規定に基づき算定した額を乙に支払う。
- 3 乙は、前項の規定による交通費等を甲に請求する場合は、甲が別途定める出張に関する実績報告書を甲に提出し、甲の履行確認を受け、別途甲に請求するものとする。

（責任者の選任）

- 第10条 甲は、労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。
- 2 乙は、労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。

（指揮命令者）

- 第11条 甲は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任し、指揮命令者は、派遣業務の遂行について本契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令しなければならない。

（苦情処理）

- 第12条 甲および乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を甲または乙に通知し、甲および乙の密接な連携の下に、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

（責任者等の変更）

- 第13条 甲は、派遣先責任者、指揮命令者または派遣労働者から苦情の申出を受ける者を変更する場合は、乙に事前に通知するものとし、甲は、業務管理に支障が生じないよう、これらの者の引継ぎを徹底するものとする。
- 2 乙は、派遣元責任者を変更する場合には、甲に事前に通知するものとする。

(派遣労働者の交替)

第14条 派遣労働者が就業するに当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、または業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は、乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を求めることができる。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないときまたは履行の見込みがないとき。
 - (2) この契約の締結または履行に際し、不正な行為をしたとき。
 - (3) この契約に違反したとき。
 - (4) 故意または重大な過失によって甲に損害を与えたとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
- 2 甲が前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約期間に仕様書どおりの派遣業務を実施した場合の契約単価に年間見込予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した派遣料総額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、前項の違約金を超える金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

(派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第16条 甲は、甲に起因する事由により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合は、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行い、その合意を得なければならない。

- 2 甲および乙は、前項の規定により契約の解除を行った場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。
- 3 甲は、甲に起因する事由により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行った場合であって、前項の規定による派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときは、少なくとも本契約の解除に伴い乙が派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。この場合における賠償の額は、乙が派遣労働者を休業させる場合は本契約の残余期間を勘案し休業手当に相当する額以上とし、乙がやむを得ない事由により派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは解雇の日の30日前の日から予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上とする。ただし、甲および乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、甲および乙のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。
- 4 甲は、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、その理由を乙に対し明らかにするものとする。

(乙による労働者派遣の停止)

第17条 乙は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合において、乙は、甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、派遣を停止する日およびその期間を通知するものとする。

- (1) 甲が派遣料金の支払いを遅滞したとき。
 - (2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、またはそのおそれがあるとき。
- 2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料金の支払いを拒み、または損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の変更に伴い、仕様書に定める派遣時間数が3分の2以上減少したとき、または派遣業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
 - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第19条 甲は、甲があらかじめ了承した場合を除き、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内において労働者を派遣できない場合は、その日数に応じ、契約の未履行部分に相当する派遣料金につき、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条に定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(損害賠償)

第20条 乙は、派遣業務の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由または派遣労働者の故意もしくは過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、派遣業務の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由または派遣労働者の故意もしくは過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(情報保持)

第21条 乙および派遣労働者は、派遣業務の遂行により知り得た情報（以下「業務情報」という。）を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務については、派遣業務終了後および契約解除後においても同様とする。

3 乙は、派遣労働者に対して就業中および退職後において、業務情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他業務情報の漏えい防止に必要な事項を周知するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第22条 乙および派遣労働者は、派遣業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講ずる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第23条 乙が、この契約に関して取り扱う個人情報については、福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）の適用を受ける。

2 乙および派遣労働者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)

第24条 契約の全部もしくは一部を解除し、または契約期間が終了した場合には、乙は、当該派遣業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講じ、または他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 前項に規定する必要な措置または支援の具体的な内容については、甲乙協議の上定める。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第26条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙および派遣労働者は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙および派遣労働者は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙および派遣労働者が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙および派遣労働者が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙および派遣労働者は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙および派遣労働者は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

(1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

(2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙および派遣労働者は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙および派遣労働者は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙および派遣労働者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙および派遣労働者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、派遣労働者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙および派遣労働者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙および派遣労働者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙および派遣労働者は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙および派遣労働者は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(個人情報の返還等)

第8 乙および派遣労働者は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙および派遣労働者は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙および派遣労働者は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。